

## 賃貸借に関する契約書(案)

借主 愛媛県東予地方局長(以下「甲」という。)と貸主 \_\_\_\_\_(以下「乙」という。)は、次のとおり賃貸借契約を締結する。

### (賃貸借物件・契約形態)

第1条 乙は、別表中1記載の軽貨物電気自動車(以下「車」という。)を甲に賃貸し、甲はこれを借り受ける。

2 前項の賃貸借にかかる契約形態はメンテナンスリースとする。

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、別表中2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、翌年度以降において甲の歳入歳出予算の金額について、減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

### (賃貸借料)

第3条 賃貸借料は、月額 \_\_\_\_\_円(うち消費税及び地方消費税相当額 \_\_\_\_\_円)とする。

2 賃貸借料に1か月に満たない端数日が生じた場合は、日割り計算をすることとし、計算上生じた1円未満の端数は切り捨てるものとする。

3 前項の日割り計算は、暦日数により行うものとする。

### (契約保証金)

第4条 契約保証金は、\_\_\_\_\_円とする。

(注)「入札(契約)保証金免除申請書」を提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた場合は、免除と記載する。

### (賃貸借料の支払方法)

第5条 乙は、甲が使用した当月分の賃貸借料を翌月の20日までに書面により請求を行うものとする。

2 甲は、前項の請求を受け、適正と認めたときは、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

### (支払遅延利息)

第6条 乙は、甲の責に帰する事由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示(昭和24年12月12日大蔵省告示991号)の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

### (権利又は義務の譲渡等)

第7条 乙は、この契約により生じた権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、書面による甲の承認を得た場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規

定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(車の使用の本拠地及び引渡)

- 第8条 車の使用の本拠地（以下「本拠地」という。）は、別表中4のとおりとする。
- 2 乙は、別表中3の引渡し期日までに、本拠地において車を甲に引き渡すものとする。
  - 3 甲は、乙から車を引き渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検収し、検収完了後速やかに乙所定の物件受領書を乙に交付するものとする。
  - 4 甲の検収完了により、車の引き渡しがあったものとする。
  - 5 甲が車を検収する際に、車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちにこれを乙に通知し、また物件受領書にその旨を記載するものとする。

(車の瑕疵等)

第9条 乙は、甲への車の引渡しが遅延したとき、又は車に瑕疵があったときは、乙の負担により、甲の車の使用継続に必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の場合にも、この契約は変更、解除されないものとする。

(車の保管、使用)

第10条 甲は車の本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとする。

- 2 甲は、車の保管、使用、運行等に関し、本来の用法及び道路運送車両法その他諸法令に違反し生じた責任及び罰金等について、一切の責任と負担を負うものとする。
- 3 甲は、車の保管若しくは使用に起因した事故により、第三者に対し損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。

(メンテナンスサービス)

第11条 甲は、乙が指定する整備工場（以下「指定工場」という。）にて別表中5に定めるメンテナンスサービスの実施を受けるものとする。ただし、甲はメンテナンスサービスを依頼する場合の車の搬入場所及び日時等については、事前に指定工場と協議するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合はメンテナンスサービスの範囲外とする。
  - (1) 甲の故意、重大な過失、契約違反、天災地変、その他不可抗力に起因する修理
  - (2) 法令の制定、改廃及びこれらに基づく官公庁等の指示、指導等に起因する修理、改造、部品の取付け
  - (3) 車自体（ボディ）の腐食、破損、塗装メッキの退色に起因する修理

(代車の提供)

第12条 乙は、前条に定めるメンテナンスサービス実施に際して、実施期間中代車を無償で甲に貸与する。

- 2 第10条の規定のほか、この契約の車の使用、保管、返還等に関する規定は前項の代車提供の場合にこれを準用する。

(事故処理)

第13条 第10条第3項の事故について、甲からの要請に基づき、乙は、事故処理に關し、

甲に協力する。

(車の滅失)

第 14 条 車が天災地変、その他不可抗力の場合を含め滅失し、又は毀損、損傷して修理、修復不能となった場合は、甲は乙に対し書面でその旨を通知し、乙がその事情を認めて甲に通知したときこの契約は終了する。この場合、車が存在するときは、甲は第 18 条各項の規定に従うものとする。

(車に関する諸費用の負担)

第 15 条 車に関する登録諸費用、軽自動車税環境性能割、軽自動車税種別割、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、自動車リサイクル法関連費用及び付属品セットアップ費用は乙が別表中 6 の記載に従い負担し、乙の負担分については賃貸借料に含まれるものとする。

2 第 11 条第 1 項に基づくメンテナンスサービスにかかる費用は賃貸借料に含まれるものとする。

3 第 1 項の諸費用について変動があった場合、又は法令の制定、改廃等によって、車の保有、運行等に関して新たな費用ないし公租公課が課せられた場合、あるいは消費税額が変更された場合に賃貸借料の改定を要すると認められる場合は、これを変更するものとする。

(車の所有権侵害等の禁止)

第 16 条 乙は、車に賃貸借物件である旨の表示を付することができるものとする。

2 甲は、車について次の行為、その他乙の所有権を侵害する行為ができない。

(1) 担保権の設定

(2) 第三者に対するこの契約に基づく賃貸借権の譲渡

(3) 占有名義の移転

3 甲は、乙の書面による事前の承諾があった場合のほか、次の行為をすることができない。

(1) 車について造作、加工等その他一切の原状を変更すること

(2) 車を第三者に転貸したり、この契約に基づく甲の権利、地位を第三者に譲渡すること

(3) 本拠地若しくは車庫又は保管場所を変更すること

4 車に付着した他の物件の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合のほか、無償で乙に帰属する。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次のいずれかに該当すると認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(2) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。

(契約終了時の措置)

第 18 条 契約終期の到来により契約が終了したときは、甲は甲の負担で車を第 16 条第 4 項で乙に帰属したもの除き原状に回復したうえで、乙の指定する場所に持参して乙に返還するものとする。

- 2 前項の場合において甲が車を原状に回復しない場合には、乙は付着した物件の所有権を取得するものとする。
- 3 車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から車の返還完了までにこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。
- 4 契約終期到来後も甲が引き続き車を使用したい場合には、甲は賃貸借期間満了の 3か月前までに乙に申し出るものとし、別途契約事項を甲乙協議して定めるものとする。

(規定損害金)

第 19 条 甲の責めによるこの契約の解除又は第 14 条の規定により、契約終期前に契約が終了した場合は、甲は規定損害金を乙に支払うものとする。

- 2 乙の責めによりこの契約を解除したい場合は、乙は規定損害金を甲に支払うものとする。
- 3 前二項の規定損害金の額は、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

(事情変更による契約の変更)

第 20 条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに到ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約内容を変更することができる。

(協議事項)

第 21 条 この契約の履行につき疑義を生じた事項又はこの契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるほか、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(契約の効力の遡及)

第 22 条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が第 2 条の賃貸借期間の開始日よりも後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該賃貸借期間の開始日から生ずるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書 2 通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

甲 西条市喜多川 796 番地 1

愛媛県東予地方局

局長 河上芳一

乙

別 表

1	賃貸借自動車	車種名	
		年 式	令和7年式
		台 数	1台
		型 式	
		車体色	
		付属品・ 特装品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エアコン</li> <li>・A B S、A E B S、エアバッグ（運転席・助手席）</li> <li>・パワーウィンドウ</li> <li>・分割可倒式リヤシート</li> <li>・フロアマット（ゴム製又は樹脂製）、サイドバイザー、マッドガード</li> <li>・シートカバー</li> <li>・AM／FMラジオ</li> <li>・アクセサリーコンセント（AC 100V、最大 1,500W）</li> <li>・スタッドレススタイラー式（ホイール付き）</li> <li>・E T C車載器（セットアップ含む）</li> <li>・ドライブレコーダー（セットアップ含む）</li> <li>・カーナビゲーションシステム（セットアップ含む）</li> <li>・バックモニター、バックブザー</li> <li>・AC 200V用充電ケーブル</li> </ul>
		2 賃貸借期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで（車両登録日から6年間）
		3 車の引渡期日	令和 年 月 日（車両登録日から3日以内（土・日・祝日を除く））
		4 使用の本拠地	愛媛県西条市喜多川796-1（愛媛県東予地方局西条庁舎）
		5 メンテナンス サービス	継続車検・法定点検・6ヶ月安全点検・一般消耗品交換・故障修理・代車（事故時を除く）・油脂類交換補充・バッテリー交換(不良時)・タイヤ交換（必要本数）・タイヤ季節履替・事故処理協力
6	諸費用	登録諸費用	乙が全額負担
		軽自動車税環境性能割	乙が全額負担
		軽自動車税種別割	乙が全額負担
		自動車重量税	乙が全額負担
		自動車損害賠償責任保険料	乙が全額負担
		自動車リサイクル法関連費用	乙が全額負担
		ETC セットアップ費用	乙が全額負担
		ドライブレコーダーセットアップ費用	乙が全額負担
		カーナビゲーションシステムセットアップ費用	乙が全額負担
7	占有者	愛媛県（自動車検査証の使用者名義）	